

佐賀県立盲学校図書館 利用規定

第1章 総則

- (1) 本校図書館を利用することができる者は次の通りである。
 - a) 本校幼児児童生徒
 - b) 本校職員
 - c) 本校幼児児童生徒の家族、本校卒業生、本校において教育相談を受ける者とその家族、他の学校等教育機関、福祉関係者等で利用登録を行った者。
 - d) その他校長が適当であると認める者
- (2) 開館時間
 - ・原則として、平日9時から16時までとする。
 - ・長期休業（夏休み、冬休み、春休み）は、9時から15時までとし、職員不在時は休館とする。
 - ・但し、開館時間を変更する場合は、別に定め掲示する。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日、学校閉庁日およびそれに準ずる日は、休館とする。

第2章 館内閲覧

- (1) 館内閲覧は、図書館で行うこと。
- (2) 図書館の資料（図書、新聞、雑誌、パンフレットなど）は、自由に閲覧することができる。

第3章 館外帯出

- (1) 個人帯出を原則とする。
- (2) 1回の貸し出し期間は2週間とする。続けて借り出したい場合は、手続きをして延長することができる
- (3) 点字図書、一部の資料については貸し出しを行わず、閲覧のみとする。

第4章 紛失および破損等

- (1) 図書および資料を紛失あるいは破損・汚損した場合は、同一の図書および資料、または実費で弁償することを原則とする。

令和7年7月14日

佐賀県立 盲学校
(0952-23-4672)